

「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店 (1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

12. 最高裁判所

皇居に面した内堀通りに花崗岩を積み上げた巨大な建物がそびえている。地上五階、地下一階。総工費二二八億円。二年十カ月の歳月をかけて、一九七四年（昭49）三月に完成した最高裁判所である。ロビーは見上げるように天井が高く、外来者の出入りは厳重にチェックされており、巨大な花崗岩の外壁とともに、近よりがたい要塞の感じを与える。

この要塞が「まだ最高裁がある」と無実の罪を訴える人々が最後の希望を託する人権の砦であるのか、それを冷たく突き放す権威の神殿の如きものなのか。この建物の中に、服部高顕長官を筆頭に十五人の最高裁判事がおり、全国の裁判官二七六一人の頂点に君臨しているのである。

戦後数多くの冤罪事件に、最高裁はどのように取り組み、冤罪発生の防止にどれだけ努力してきたか。冤罪問題を考えるうえで、最高裁にふれないですますことはできない。とりあえず歴代の最高裁長官の裁判にたいする言動や姿勢をみながら、最高裁三十五年の軌跡をたどってみよう。

最高裁長官の選任は、内閣総理大臣と現職の最高裁長官が懇談して、次の長官を決めるのがほぼ慣例になっている。初代の三淵長官から三代目の横田喜三郎長官までは外部からの学職経験者を登用し、四代目の横田正俊長官以降は最高裁判事の中から、結果的には最古参のものが任命されている。

- ①三淵 忠彦 一九四七年八月－五〇年三月
- ②田中耕太郎 一九五〇年三月－六〇年十月
- ③横田喜三郎 一九六〇年十月－六六年八月
- ④横田 正俊 一九六六年八月－六九年一月
- ⑤石田 和外 一九六九年一月－七三年五月
- ⑥村上 朝一 一九七三年五月－七六年五月
- ⑦藤林 益三 一九七六年五月－七七年八月
- ⑧岡原 昌男 一九七七年八月－七九年三月
- ⑨服部 高顕 一九七九年三月－

田中耕太郎氏のように十年半も最高裁長官のポストに座りつづけた例はめずらしく、他はせいぜい二－三年で変わっている。各長官の持ち味によって、司法行政のすすめ方や法廷指揮、判例が違ってくる。その時々、政治的状況や事件によっても、最高裁のあり方は不変ではない。

天皇の名による裁判から国民の裁判へ。大審院から最高裁へ。敗戦によって

裁判制度も戦前とは大きく変わった。初めは最高裁判所という新しい名前に戸惑う国民も少なくなかった。「戦前から全国の裁判所に掲げられていた菊花御紋章は取り下げられるのか」と、国会で真顔で質問した議員があったほどだ。

一九四七年（昭 22）八月四日。そんな混乱と不安の入り混じるなかで、最高裁判事十五人の認証式が行われた。最高裁判所が誕生した瞬間である。初代の長官に任命された三淵忠彦氏は緊張した面持で、「国民諸君への挨拶」というメッセージを読み上げた。場所は皇居内の旧枢密院の一室。当分の間、ここが最高裁の庁舎になったのである。

戦争遂行に手を貸し、国民の人権を踏みにじった点への苦い反省をこめて、三淵長官は格調高く、最高裁の初心を示した。

「裁判所は国民の権利を擁護し、防衛し、正義と衡平とを実現するところであって、封建時代のように、圧制政府の手先になって、国民を弾圧し、迫害するところではない。ことに民主憲法下にあっては、裁判所は真実に国民の裁判所になりきらねばならぬ。国民各自が裁判所は国民の裁判所であると信じて、裁判所を信用し、信頼するのでなければ、裁判所の使命の達成はとても望み得ないのであります。裁判所をして真に国民の裁判所となし、国民の信用を博し、信頼をうながしめるためには、裁判所自らがよき裁判所となり、よき裁判をなさねばならぬことももちろんであります。……ことに、これからの最高裁判所は従来の事件をとり扱うほかに、国会政府の法律、命令、処分が憲法に違反した場合には、断乎として、その憲法違反たることを宣言して、その処置をなさなければならぬ。いわゆる憲法の番人たる役目をつくさねばなりません。これはわが国空前の制度であって、わたしどもはその運用のために十分注意を払い、重大な責務の遂行につとめねばなりません」

三淵長官は最高裁の理想を高く掲げた。政府の手足となって国民を弾圧、迫害しない。憲法の番人の役目を果たし、政府の法律でも憲法違反があれば断固として処置する。国民が信用し、信頼する国民のための裁判所にする。

どの一言をみても、民主的な裁判所にふさわしい、最高裁の新しい門出を象徴する力強い宣誓となった。

三淵長官は、戦前は東京地裁判事、大審院判事など、民事畑の裁判官だった。退官して一時、三井信託銀行顧問などを勤め、大学でも教鞭をとっていた。この年六月、片山哲内閣が成立している。片山哲氏と親しかったのが、長官就任のきっかけになったという。リベラルで信念の強い人柄だったが、病気がちで、長期の欠勤もあり、在任はわずか二年半と短かった。病を押して無理して登庁したのがたたってか、勤務中に倒れた。

三淵時代で特筆すべきは誤判問題である。バトンタッチされた田中長官も、

「この誤判問題がなければ、私は最高裁長官にはならず、参院議員をつづけていたにちがいない」と就任時に述懐したほどだ。

この誤判問題とは、長野県の強盗殺人事件で東京高裁に審理のやり直しを命ずる原判決破棄、差し戻し判決で、最高裁第二小法廷（四判事）が当然適用されねばならぬ「刑事訴訟施行規則」の適用を忘れたのである。最高裁は合議によって、担当の四判事に辞職を勧告したのだが、四判事はこれを憲法違反だとして蹴った。三淵長官は最高裁の権威を保ち、正義を貫くためにも「四判事が責任をとるのは当然」と頑として譲らず、硬骨漢ぶりを遺憾なく示した。結局、この誤判問題で病を押して登庁、無理を重ねたのが、倒れる原因になったのだ。

田中長官時代になって、この誤判問題は各判事に罰金一万円の過料を課し、やっとなケリがついたが、最高裁内部の誤判という不祥事に目をつぶらず、毅然として対処した三淵長官の態度は最高裁の威信を高めた。

二代目に登場した田中耕太郎長官は、在任期間十年半と、歴代長官のなかでもっとも長期にわたった。田中長官は熱心なカトリック教徒で、反共主義者としても有名。東大法学部長、文部省学校教育局長をやり、一九四六年五月の第一次吉田内閣時代の文部大臣も勤めた。

三淵コートが荒海に船出したとはいえ、比較的波静かな時だとすれば、田中コートは嵐に突入した激動期といえるだろう。国際的には朝鮮戦争勃発にみられる米ソの冷戦、国内的にはレッドパージや三鷹、松川事件といった政治的背景をもった大事件が続発し、八海事件のような著名冤罪事件が起きた。米軍基地の用地接収をめぐる砂川闘争や、文学表現と猥褻の問題を問うチャタレイ事件など、最高裁の判決が国民の注目を浴びた。三淵長官の示した最高裁の理念が、政治的な激動の中で試練を迎えたのである。国民から信頼される最高裁でありつづけることができるかどうか。一つ一つの判決のなかで、具体的に示すことができるかどうかの試金石となったのである。

田中長官はきびしい姿勢で国民に望んだ。最高裁の姿勢の変化を示す象徴的な事件が起きた。

一九五五年（昭 30）三月末、正木ひろし弁護士が『裁判官』という本を出版した。サブタイトルは「人の命は権力で奪えるものか」。最高裁に上告中の八海事件を、誤判として痛烈に批判した衝撃的な内容であった。この『裁判官』は、発売と同時にベストセラーとなった。ちょうど、これより一年前の四月からは『中央公論』に作家の広津和郎氏が松川事件の控訴審判決を批判した「松川裁判」を連載していた。「死刑事件が二つも誤判かし」という、きびしい裁判批判

がマスコミをにぎわしたのである。

この二つの裁判批判は大きな反響を呼んだ。果たして最高裁は誤判をただすのか、そのまま棄却するのか、国民は注視した。

「神の名によって司法殺人は許されるか」という激しい言葉で、正木弁護士は最高裁に挑戦状をつきつけた。この『裁判官』は、今井正監督によって映画化され、戦後はじめての裁判批判の火の手は燃え上がった。裁判官が下した死刑判決が、合理性や論理性をいかに欠いたものか、正木弁護士や広津和郎氏の批判は、国民に十分納得のいくものだっただけに、広く裁判への不信が広まった。が同時に、それは最高裁での公正な審判への期待となってハネ返ったのであった。

だが田中長官は、同年五月二十六日の全国高等裁判所長官、地家裁所長会合において、こうした世論に反論する形で訓示を行った。

「最近、一部の有識者が、司法制度や裁判の在り方の一般的問題についてではなく、現に係属中の事件に関し、裁判の実質に立ち入って当否を云々し、その結果、裁判制度そのもの、あるいは裁判官の識見について疑惑をいだかせ、ひいては司法に対する国民の信頼に影響を及ぼすおそれのあるような言説を公表していることを甚だ遺憾とするものであります。かくいうことは、裁判官が個人的の特権または官僚的意味を主張しようとする趣旨ではありません。それは裁判所の権威が国家社会の存立のための重大な支柱であるからであります。のみならず、もしかようなことを許すときには、当該事件の裁判の公平と適正に影響を及ぼし、ひいては司法権の独立を侵す虞れがないとはいえないからであります。

われわれはとくにこの問題について、ひろく社会一般の識者の関心を喚起したいのであります。われわれ裁判官としては世間の雑音に耳をかさず、流行の風潮におもねらず、道徳的勇気を以って、適正、迅速に裁判事務の処理に最善の努力をいたすことが、世界通有の裁判官倫理であり、これがまたわが司法部の最も誇りとする伝統の一であることを忘れてはならないのであります」

翌日の各紙はこの田中長官の発言を大々的に報道。「裁判官は世間の雑音に耳を貸すな」が大きな物議をかもした。裁判批判の是非をめぐって議論がわき起こった。

田中長官の「雑音論」は、三淵長官の唱えた裁判官の姿勢とはまるで違っていた。三淵長官はこう述べていた。「裁判官は眼界を広くし、視野を遠くし、政治のあり方、社会の動き、世態の変遷、人心の向き様に深甚の注意を払って、これに応ずるだけの識見、力量を養わねばなりません」

世間や人心のあり方に目を向けるべきだというのが、今度は一転して、「耳を

ふさげ」と変わったのである。

権力を持つ者は常に民衆から批判されなければ必ず独善や専制に陥る。これは歴史が証明するところで、あらゆる批判に耐えてこそ、はじめて民主的な権力といえるだろうし、国民も納得する。裁判だけが神聖不可侵で国民の批判の埒外にあつてよいはずがない。それなら、戦前の天皇による裁判と少しも変わるところがない。国民のあらゆる批判に耐えて、公正で民主的な裁判が行われてはじめて、国民は裁判を信頼し、裁判所の権威や裁判官への畏敬の念も生まれるのである。

また、田中訓示は裁判官にたいする侮辱ではないのか。社会の批判や雑音があつたにしても、それにまどわされず、毅然として法と公正に従って判決を下している裁判官たちは、この田中長官の発言をどう受けとめるであろうか。田中長官のいうように、裁判官の多くは、社会からの批判や言論にすぐ影響されたり、信念を曲げ、公正な裁判が期待できないほど頼りない人ばかりなのか。そうではあるまい。批判は批判として自ら判断し、良心と信念に従って誰にも影響されずに、判断を下している裁判官が大半であろう。

『裁判官』を映画化した『真昼の暗黒』が、人々に強烈な印象を残したのは、そのラストシーンであつた。二審でも死刑の宣告を受けた被告は、「お母さん、まだ最高裁がある！」と面会室の金網ごしに絶叫する。こうした無実を訴える者と、公正な裁判を求める国民の最高裁への期待と信頼を、田中長官はピシャリと「雑音」として拒絶したのである。

三鷹事件、桂川事件などにも、こうした田中長官の態度はつらぬかれた。

一九五四年（昭 29）十二月二十二日、最高裁の大法廷は三鷹事件の竹内景助被告に判決を言い渡す予定であつた。

三鷹事件は一九四九年（昭 29）七月十五日夜、無人電車が三鷹駅構内を暴走し、駅前の人家に突入して死傷者を出した事件である。当時、定員法をめぐる政府—国鉄当局と国鉄労組は鋭く対決しており、そうした背景のもとで起きた事件として、十二人が起訴された。第一審では共産党員の竹内景助被告の単独犯行と認定され、竹内一人が無期懲役、他は全員無罪となつた。二審は書面審理だけで竹内に死刑の判決が下された。その最高裁判決だけに注目されていたのだつた。弁護側は再三、弁論を開くように要求していたが最高裁は応じず、この日に判決日を指定してきたのである。判決時間に、判事が集まると弁護人は次々に立って口頭弁論を申し立て、竹内も田中裁判長を書面で忌避した。

結局、この日は判決が延期され、翌年六月二十二日に判決が言い渡された。上告棄却が八対七のわずか一名の差で決まつたのである。竹内の死刑は確定した。死刑という重大事件で口頭弁論は一度も開かれないままの決定であつた。

これ以後、死刑事件については必ず弁論を開いて、被告側の言い分を聞くという慣例が生まれた。しかし、竹内はこの確定で、死刑の恐怖におびえながら、一九六七年（昭 42）一月十八日に東京拘置所で亡くなった。

一九五九年（昭 34）八月十日、最高裁は松川事件を七対玉の差で仙台高裁に差し戻す判決を下した。薄氷を踏んだ差し戻しであった。「諏訪メモ」という被告の無実を証明するアリバイ証拠が出たにもかかわらず、少数意見組は、その事実を無視した。

田中長官はこの両事件のいずれも裁判長を勤めた。三鷹では多数意見、松川では少数意見の一人として、有罪の立場に立った。松川では「差し戻しの結果は審理のために、さらに第二番、第三審数年という年月を要することになりそうである。これでは裁判の威信は地を払ってしまう」と書いた。誤判を防ぎ、人権を擁護する立場はそこには見られなかった。誤判や人権無視よりも、裁判のスピードアップをはかり、裁判所の威信を回復することに田中長官の目は向いていたのである。

第三代目の横田喜三郎長官は田中長官と似たような経歴。東大法学部教授、法学部長、国際法学者で、オールドリベラリストとして有名だった。田中長官が積極的に推し進めた法廷の秩序維持にも熱心だったが、これといった大裁判はなく、比較的静かな時代だった。

このあと、第四代目として登場した横田正俊長官は異色の長官であった。歴代通してタカ派的な長官が多いなかで、ほとんど例外といってよいハト派の長官であった。

よく最高裁は二つの顔を持っているといわれる。公安事件とか労働基本権をめぐる事件、政治的な色彩の強い事件にたいしてはきびしい判断を示す。ところが一般の民事や刑事事件では、ある面で進歩的な判断を示して、バランスを保つ傾向がある。

そんななかで、横田長官時代は、一九六六年（昭 41）十月の全通中郵判決、六九年四月の都教組判決など、労働基本権を認めるリベラルな判断を示して、戦後の最高裁の歴史に一時期を画した。保守化の歯止めを失った最高裁の流れの中で、「ハト派長官」と評価された横田正俊長官の存在は決して小さくなかった。

「国民全体の法に対する認識、つまり国民一般についても、国政を掌る者についても、その遵法精神いかに大きく取り上げられなければならない」（「法の支配と法曹の責任」一九六七年一月）

歴代の長官が国民の遵法精神を強調し、秩序の維持にばかり目が向いていたのに比べ、横田長官は為政者のあり方にもきびしい注文をつけた。退官の弁で

も「憲法を正しく解釈することは、国民の人権を守り、政治の姿勢を正す意味で大きな働きをしている。最高裁は憲法判断には全力を注ぐ必要がある」とはっきり述べ、憲法の番人であることを強調したのである。

裁判批判にたいする田中前長官の「雑音論」についても、横田長官の考えはソフトで示唆に富んでいる。

「昔のそれは〔裁判批判〕左翼の人々からのものが多かったようである。ところが最近、政府筋、保守党、右翼団体、財界、保守系の学者などの方面から『この頃の裁判官は左傾している』などという批判が聞かれ… 一般的にいつて、裁判官たるものは、外部からの批判の声に対しては、虚心坦懐に耳を傾け、これを他山の石とする心のゆとりをもっていたいものと思う。一概に『雑音』として、これを無視すべきではない」

こうした横田長官のリベラルで進歩的な姿勢を、自民党、政府は快く思っていなかった。「裁判が偏向している」という攻撃が最高裁に向けられた。退官後、横田長官は「私なんか、ずいぶん自民党にいらまれているんじゃないですか」と新聞記者に語ったという。この予感、次の石田和外長官になって一挙に現実化した。

五代目長官の石田和外氏は、最高裁事務局のエリートとして、人事課長、事務次長、東京地裁所長、最高裁事務総長を歴任。剣道の達人でタカ派として有名。退官後は元号法制化、靖国神社国家護持実現運動の積極的な推進者となった。ハト派の横田前長官から一転したのである。

石田長官は就任のあいさつで、こう述べた。

「裁判所は時勢をよく見きわめた上でなければ腰をあげるべきではないと思う。それはちょうど激流の中に立つ岩にもたとえられよう。毅然として正しく、強くなければならない。強くというのは、裁判の独立をおびやかすものにたいしてである」

石田長官のたとえのように、やがて「司法の危機」という大激流に最高裁は見舞われる。そのなかで、確かに石田長官は、一点に執拗に固執した。

一九六九年九月、札幌地裁で審理中の長沼ナイキ基地訴訟の福島重雄判事にたいして、平賀健太所長が「執行停止の決定をすべきでない」とした、いわゆる平賀書簡事件が起きた。裁判の独立という大原則が踏みにじられるのである。

長沼訴訟は、北海道夕張郡長沼町に自衛隊基地をつくるため、政府が国有林の保安林指定を解除したのにたいして、地元民が保安林解除処分の取消しとその執行停止を申し立てたものだった。平賀所長の干渉を蹴った形で福島判事は、一九六八年（昭 43）九月、地元民の「自衛隊違憲」の主張を認めたのだが、これを契機に、自民党などによる青法協攻撃キャンペーンがまき起こり、最高裁

もこの攻撃の先頭に立った。「私信である平賀書簡を公開した」福島判事が青法協の会員であり、「裁判官が反体制的な青法協に加入するのが問題だ」と飯守重任鹿児島地裁所長らが主張したのである。

結局、国会訴追委員会は、平賀書簡事件について、平賀判事を不訴追、福島判事を訴追猶予と決定した。「放火犯人を罰せず、一一九番で知らせた者を罰した」と、福島判事はこの結果を概嘆した。

こうした背景のなかで、石田長官は一九七〇年五月二日、「極端な軍国主義者、無政府主義者、はっきりした共産主義者は、裁判官として活躍するには限界がある。裁判は全人格的な判断であり、裁判官が自分の思想と裁判とを切り離すような器用なことはできないと思う」と訓示。裁判所はレッドページはやらないが、訴追委員会が動くことはありうるという有名な言葉を吐いた。そして青法協へマトをしぼった司法修習生の任官拒否、裁判官への青法協からの脱退工作、十年目の再任拒否などが石田長官のいう「岩のように」きびしく、つぎつぎに実行された。「政治的色彩を帯びた団体に裁判官が加入することは、裁判官の公正について国民の疑惑を招くおそれがあるので慎むべきである」、「裁判所はあくまで中立、公正にその使命を遂行しなければならない。裁判のこの公正は単に公正であるばかりでなく、国民がこれを信じて疑わないものであることが必要である」等々。

こうした青法協への一連の“魔女狩り”が全国の裁判官へ与えた心理的プレッシャーは絶大なものがあつた。理由を明らかにしないまま、以後も再任拒否、任官拒否が、青法協やそれに近い者に集中して連続的に加えられた。

保守的な思想しか受け入れられず、自由に語り合い、議論する雰囲気は霧散した。その当時の模様について、最高裁内部にも強い批判があつたが、保守化の激流には勝てず、沈黙した。

横田正俊元長官は、第一回裁判官懇話会（一九七一年十月）の席上、次のように発言した。

「裁判所の中が暗い。また、最近、少し暗くなってきたという悲しむべきことをいわれる。だんだん聞いてみると、皆がものをいわなくなってきた。お年寄りの方もいわなければ、若い人もうっかり変なことをいえないということであろうか、ものをいわない。……弁護士会との問題とか、政府と裁判所の問題とか外部とのむずかしい問題があるが、何よりも困るのは、裁判所の中に会話のない、非常に冷たい、何となくお互いが信頼しないような関係ができることである。これがいちばん困る」

この指摘は横田元長官ばかりではない。リベラルな判事ほど、こうした一種の危機意識を持っていたのである。一時は長官候補にもウワサがのぼりながら

任期途中で退官した田中二郎最高裁判事はこう回想する。

「私が最高裁に入りました当時の空気と、やめる前の二、三年間のそれとでは、かなり違ってきたように感じました。初めのころは、裁判に関して意見が分かかれ、大いに意見を戦わしても、一步外に出ると、何のわだかまりもなく談笑し、一緒に旅行もしますし、通じ合うものがありました。ところが、世の中が変わってきたせいもあるのでしょう、裁判官相互の気持の通いが薄れ、議論も自然ギョチなくなり、何となく重苦しい空気とってはいいすぎかもしれません、発言しにくい感じをもつようになりました」

石田時代は田中時代以上に司法の激動期であった。石田長官の果たした役割は、最高裁の思想、人事統制を強化、裁判官の司法行政官、官僚化を徹底して推し進めたといえるであろう。

石田長官のあとを受けた、村上、藤林時代は、司法の危機の緩和のためか、比較的平穏な時期といえる。しかし、保守化と、裁判官の行政官、官僚化への傾向は、日ごとに強くなっていた。そして岡原長官になって、それは再び噴き出した。弁護士抜き裁判である。弁護人のいない裁判など、もはや裁判とはいえないであろう。最高裁自らが民主的な裁判を破壊する行動に出たのである。

岡原最高裁長官は一九七八年（昭 53）五月三日の憲法記念日を前に「弁護士抜き裁判特例法案」に関して見解を発表、日弁連の自給能力を強く批判、同特別法案の必要性を強調した。岡原長官は、連合赤軍の浅間山荘事件、企業爆破事件などにふれ、重大裁判の遅れについて、これを一部の弁護士の責任だとして激しい口調で非難、弁護士自治権に敵意をむき出しにした。

「何のために刑事裁判があるのか原点に立って考えるべきだ。事件当時、国民はいきりだったが、いざ公判になると、にっちもさっちもいかない。悪いことをした者は刑事裁判で処罰を受ける、というのが素直な国民感情。弁護士不在という特殊な戦法で引き延ばされては国民感情からいって納得がいかない。なんら打つ手はなく、当事者の努力も限界がある」（毎日新聞、五月二日）

「弁護士会ほど自由な団体はない。裁判官には弾劾裁判、検察官には検察官適格審査会などの制肘があるが、弁護士会にはこうした制度がない。弁護士法は自治権を高度に認めているが、日弁連は法廷での弁護士の違法行為を取り締まれない。特定の数名なのだからバツサリやればいいんだ」（同）

岡原長官のこうした発言は冷静さを欠いており、裁判官というよりも検察官（長官はもともと検事出身）の印象が濃いであろう。裁判によって厳正に行為の事実を認定し、その上で刑罰が課せられる。そのプロセスを最高裁長官自らが否定し、悪いことをした者と予断できめつけてきびしく罰せよと非難しているのである。裁判所は国民感情がどの方向に向かっているか、法律に従って冷

静、厳正に対処するのが本分ではなかろうか。弁護士会へのむき出しの敵意も、法曹三者をうまくまとめていく最高裁長官としては、軽率な言動と受け取られた。

三淵初代長官の「国民に信頼される裁判官」から三十余年、行きついたところは、被告人に何よりも必要な弁護人まで抜いて、裁判のスピード処理化をはかろうとする、弁護人抜き裁判であった。誤判をただすためには、被告人の言い分に偏見や予断を持たず、じっくり耳を傾けること以外にはない。しかし、このもっとも大切な点がすっかり置き忘れられているのである。

ほかにも最高裁の推し進めている裁判官教育、思想人事統制の強化、訴訟促進、裁判手続の合理化、事務総局の肥大化、裁判官会議の機能低下、法務省との人事交流の増加など、問題点は山積している。そのすべてにわたってふれている余裕がないので省略するが、ひとつだけ、最高裁判事の老齢化問題についてふれてみよう。

最高裁判事のいちじるしい高齢化には危惧の声が強い。最高裁判事のポストを「敬老の席」と冗談めかしている人もある。初代の三淵長官以来、七四人の最高裁判事の任命時の年齢は、最年少は五一歳、最高齢は六六歳。平均年齢は六一・九歳である。一九七九年任命時の服部長官以下、十五人の平均年齢はさらに高く、六六歳となっている。裁判所法によると、最高裁判事は四〇歳以上との条件がついているが、これと比べてもいちじるしく高いといえよう。

かつて田中長官は、「大事件の裁判で弁論が長く続くような場合に、病人が出はしないかということが大きな心配であった」と、最高裁の老人ぞろいを述懐したことがある。松川事件では病人が二人出て、弁論に欠席、審理に参加できなかった。朝日新聞裁判班編『日本の裁判』によると、「ある元最高裁判事は、最高裁判事の仕事はまじめにやると生命にかかわるほどの激務だといい、『いいにくい問題だが、みんな生きていますでしょう。どこかで力を抜いているんですな』と笑った」という。最高裁の「老人天国」ぶりを示すものだが、裁かれる側の人生を思うと笑えない。他国の現状やわが国の戦前の大審院をみても、現在の最高裁の老齢化はいっそう進んでいるのである。

アメリカで初代から百代までの連邦最高裁の判事一〇〇人をとってみると、就任時の平均年齢は五三・四歳。六〇歳を超えて就任したのはわずか十六人しかいない。最年少は三二歳で、三〇代、四〇代も数多い。わが国の戦前の大審院をみても、意外に若い。大審院判事は四六、七歳で、五六歳前後で部長に、大審院長は六〇歳前後となっている。

現在のいちじるしい最高裁判事の高齢化が保守的傾向に拍車をかけたのはいうまでもない。時代のテンポが早く、価値観が多様化するなかで、最高裁のと

もすれば人権より秩序を優先し、旧態依然を脱皮できない一因が、高齢化にもあるのは間違いない。

何度かふれてきた免田事件につづいて、財田川事件の再審公判が一九八一年（昭 56）九月三十日から高松地裁で始まった。明治、大正、昭和の裁判史上、死刑確定因の再審審理は初めてだし、それが一度に二件も行われているのである。「一人でも無幸の民を出してはならない」という刑事裁判の鉄則からみても、そのこと自体が大問題であろう。

ある裁判官の次の言葉をじっくり読んでほしい。

「わが国の現時の入牢者中、裁判の不当または誤判のためジャン・バルジャンに類した者はなかろうか。もし一人でもこれありとすれば、ただに国家刑政上、由々しきことであるばかりでなく、かくの如き者に対しては、同情に堪えない。果してかくの如き現象は裁判官の誤判の結果から出来たとしたならば、実に聖代の不祥事で天下の痛恨事である。いわんや誤判の結果、死刑の宣告を受け、如何に弁疏哀願するも聴入れられず遂につきざる怨をのんで刑に服するような者があったとしたならば、今一層聖世の不祥事であって、何人もこれに対し賠償し慰撫することは出来ない。かかることはもちろん、死刑以下にはなお多くあるだろう。かえすがえすも恐るべきは誤判である」

誤判について、裁判官自身がこれほど真摯な姿勢で語った言葉は少ない。これは大審院部長の横田秀雄が一九一四年（大 3）六月十二日の『法律新聞』に「刑事裁判と国民の信頼」と題して発表した文章の一節である。横田はその後、大審院院長、つまり現在の最高裁長官に就任した人物である。

横田院長の「恐るべき誤判」の危惧は、免田事件、財田川事件、松山事件などで現実のものとなった。しかし、最高裁がこの「聖代の不祥事で、天下の痛恨事」にたいして、横田院長のように謙虚に被告に詫び、国民へ反省の言葉を述べるだろうか。最高裁が、これを契機に恐るべき誤判防止に真剣に取り組まねば、国民の裁判への信頼は地に墜ちるであろう。

（つづく） < 禁転載 > ©